

## 丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(平成 17 年 3 月 22 日教育委員会告示第 6 号)

改正 平成 18 年 5 月 24 日教委告示第 2 号 平成 19 年 6 月 28 日教委告示第 1 号  
平成 20 年 6 月 19 日教委告示第 2 号 平成 22 年 6 月 18 日教育委員会告示第 2 号  
平成 25 年 6 月 28 日教育委員会告示第 1 号 平成 27 年 3 月 27 日教育委員会告示第 2 号  
平成 27 年 11 月 17 日教育委員会告示第 3 号 平成 28 年 6 月 24 日教育委員会告示第 6 号  
平成 28 年 9 月 26 日教育委員会告示第 7 号

## 丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園に通園している幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するため、予算の範囲内で私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、丸亀市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 44 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する幼児が通園し、かつ、保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)の減額又は免除(以下「減免」という。)を実施している私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設である私立幼稚園を除く。)の設置者(以下「設置者」という。)とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額等は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定。以下「国交付要綱」という。)に準ずる。

- 2 在園期間が 12 か月に満たない幼児がいる場合における当該幼児に係る補助金の額は、前項の補助金の額を 12 で除して得た額に当該幼児の在園月数を乗じて得た額とする。この場合において、100 円未満の端数が生じたときは、四捨五入するものとする。
- 3 前項において、入園料を納付した年度は、第 1 項の規定による補助金の額を 15 で除して得た額に当該幼児の在園月数に 3 を加えて得た数を乗じて得た額とする。
- 4 次の表の左欄に掲げる児童が同表の中欄に掲げる児童に該当する場合における補助金の額は、前 3 項の規定により算定した額に、同表の右欄に掲げる補助基準額(当該年度に入園、退園等をした場合は、当該額を国庫補助限度額(国交付要綱第 3 条第 3 項の規定による国庫補助限度額をいう。以下同じ。)の算定の例により月割りした額)と保育料等から国庫補助限度額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を加算した額とする。

現に扶養されている児童のうち第3子以降のものであって、国庫補助限度額を定める表における区分IVに属する世帯のもの	国庫補助限度額を定める表における区分IVに属する世帯において第1子の扱いとなる児童	245,800円
	国庫補助限度額を定める表における区分IVに属する世帯において第2子の扱いとなる児童	123,000円
現に扶養されている児童のうち第3子以降のものであって、国庫補助限度額を定める表における区分Iから区分IVまでの区分以外の世帯に属する世帯のもの	国庫補助限度額を定める表における区分Iから区分IVまでの区分以外の世帯に属する世帯において第1子の扱いとなる児童	154,000円
	国庫補助限度額を定める表における区分Iから区分IVまでの区分以外の世帯に属する世帯において第2子の扱いとなる児童	77,000円

(交付申請)

第4条 補助金の支給を受けようとする設置者は、丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)
- (3) 前号の調書に記載された在園幼児と同一生計となる者に係る市町村民税の課税状況を証明する書類

(交付決定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付決定通知書(様式第4号)により交付申請をした設置者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 補助金の交付決定を受けた設置者は、幼児数の増減により申請した補助金の額に変更を生じたときは、速やかに丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書(様式第5号)及び変更に係る第4条各号に規定する書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の変更交付の申請があった場合は、申請書等の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに変更交付決定をするものとする。この場合に

において、設置者への通知は、丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助金の交付)

第7条 教育委員会は、補助金の交付を決定したときは、設置者の請求に基づき補助金を概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第8条 設置者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 教育委員会は、前条の実績報告により補助金の額を確定したときは、丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書(様式第7号)により設置者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第10条 設置者は、確定した補助金の額と第7条の規定により交付を受けた補助金の額との間に差額を生じたときは、差額を精算しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 教育委員会は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を不正に使用したとき。

(3) この要綱に違反し、又はこの要綱に基づき教育委員会が行った指示に従わないとき。

(立入検査等)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免を実施したことが明らかになる書類を備え、教育委員会から報告若しくは資料の提出を求められた場合又は教育委員会の命を受けた職員の立入検査がある場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 12 年丸亀市教育委員会要綱第 1 号。以下「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、合併前の要綱の規定に基づいて交付した平成 16 年度の補助金の精算については、合併前の要綱の例による。

附 則(平成 18 年 5 月 24 日教委告示第 2 号)

この告示は、平成 18 年 5 月 24 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 6 月 28 日教委告示第 1 号)

この告示は、平成 19 年 6 月 28 日から施行し、改正後の丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 6 月 19 日教委告示第 2 号)

この告示は、平成 20 年 6 月 19 日から施行し、改正後の丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 6 月 18 日教育委員会告示第 2 号)

この告示は、平成 22 年 6 月 18 日から施行し、改正後の丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日教育委員会告示第 1 号)

この告示は、平成 25 年 6 月 28 日から施行し、改正後の丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日教育委員会告示第 2 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 17 日教育委員会告示第 3 号)

この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 24 日教育委員会告示第 6 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成 28 年 6 月 24 日から施行し、改正後の丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第 3 条の規定は、平成 28 年度分以後の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用し、平成 27 年度分までの私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 9 月 26 日教育委員会告示第 7 号)

この告示は、平成 28 年 9 月 26 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金事業計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

保育料等減免措置に関する調書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条、第 6 条関係)

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

幼稚園名

設置者 住 所

氏 名

㊟

年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金  
交付申請書

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 保育料等減免措置に関する調書
- (3) 保育料等の額を明らかにする書類（園則等）

様式第2号（第4条関係）

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金事業計画書

幼稚園名

年 月 日

減免措置区分	A 補助対象経費	B 補助対象人員	C (A×B)
生活保護世帯	円	人	円
市町村民税所得割 非課税世帯			
市町村民税所得割額 円以下の 世帯			
市町村民税所得割額 円以下の 世帯			
計			

※ 補助対象経費は、一人当たりの減免額を記入すること。

保育料等減免措置に関する調書

小学校\_年生     小学校\_年生     小学校\_年生  
 幼稚園5歳児     幼稚園4歳児     幼稚園3歳児     幼稚園満3歳児  
 保育所\_歳児     認定子ども園等\_歳児

世帯の状況で該当する欄にすべて✓を記入してください。また、保育所・認定子ども園等に通園している幼児は年齢も記載してください。

在園幼児	フリガナ 氏名	年 月 日生	男・女	年齢	在園(私立)幼稚園名
	生年月日		歳児	幼稚園	年 月 日入園

幼児の属する世帯の状況(幼児を除いた同一生計の者全員を記入してください)

氏名	生年月日	性別	幼児の続柄	備考	※ 市町村民税	
					均等割額 円	所得割額 円
	明・昭 大・平 . .					
	明・昭 大・平 . .					
	明・昭 大・平 . .					
	明・昭 大・平 . .					
	明・昭 大・平 . .					
	明・昭 大・平 . .					
	明・昭 大・平 . .					

丸亀市教育委員会 宛

上記世帯の課税状況、住民票を確認するため、関係公簿等を閲覧することを承諾します。

保護者 住所 丸亀市 町 番地  
 丁目 番 号  
 氏名 ㊟

※ 教育 委員 会 処 理 欄	該当世帯	<input type="checkbox"/> 小学校_年生と 幼稚園児がいる世帯		<input type="checkbox"/> 幼稚園児のみがいる世帯	<input type="checkbox"/> 幼稚園児と保育所・認定子ども園等 に通園している兄・姉がいる世帯
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	区分Ⅳ	左記区分以外
	決定内容	認定・却下	減免決定額	円	

備考

- 1 太枠の欄のみ、記入してください。※の欄は記入しないでください。
- 2 「幼児の属する世帯の状況」の欄は、幼児と生計を共にする者について記入してください。
- 3 添付書類 証明を必要とする年の1月1日現在、丸亀市に住民登録していない方は、前住所地における「市町村民税所得課税証明書」が必要です。

様式第4号（第5条、第6条関係）

第 号  
年 月 日

幼稚園設置者

様

丸亀市長

印

年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 円（変更の場合：既決定額 円）

2 交付条件

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

幼稚園名

設置者 住 所

氏 名

印

年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金  
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり申請額に変更を生じたので、丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更後の補助金交付申請額		円
内 訳	既 申 請 額	円
	増 (減) 額	円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

幼稚園名

設置者 住 所

氏 名

印

年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金に  
係る実績報告書

丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて実績報告をします。

減免措置区分	A 補助対象経費	B 補助対象人員	C (A×B)
生活保護世帯	円	人	円
市町村民税所得割 非課税世帯			
市町村民税所得割 額 円以下の 世帯			
市町村民税所得割 額 円以下の 世帯			
計			

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

幼稚園設置者

様

丸亀市長

印

年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金  
確定通知書

年度丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金について、次のとおり確定したので  
通知します。

補助金確定額	円
既 交 付 額	円
増（減）額	円